

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課(06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	措置命令
概要	クリーニング業法では、クリーニング所（洗たく物を受取及び引渡のみ行うものは除く。）ごとに1人以上のクリーニング師をおかなければなりません。また、業者が行うべき衛生措置等が定められており、さらに、洗濯物の受取及び引渡しの際には、利用者に苦情の申出先を明示しなければなりません。大阪市長はこれらの違反に対し、必要な措置をとるよう指示します。
根拠法令等 及び条項	クリーニング業法 (昭和25年5月27日法律 第207号)第10条の2
処分基準	<p>1 クリーニング所の業者がクリーニング業法第3条、第3条の2第2項の規定に違反している場合は、期間を定めてこれらの規定を守らせるために必要な措置を命ずる。</p> <p>2 クリーニング所の業者がクリーニング業法第4条の規定に違反している場合は、期間を定めてこれらの規定を守らせるために必要な措置を命ずる。</p> <p>第10条の2 都道府県知事は、業者が第3条、第3条の2第2項又は第4条の規定に違反していると認めるときは、当該業者に対し、期間を定めて、これらの規定を守らせるために必要な措置をとるべき旨を命じなければならない。</p>
ホームページ	
備考	